

# 公 告

## 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和4年1月14日から同年5月16日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年1月14日

山口県知事 村 岡 嗣 政

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西村ジョイ下松店  
所在地 下松市望町五丁目6番30号

### 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
西村ジョイ株式会社	香川県高松市成合町891の1	西村 久

### 3 変更に係る事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,305㎡	5,181㎡

### 4 届出年月日

令和3年12月24日

### 5 変更年月日

令和4年8月25日